

児童発達支援センター利用までの流れ








○児童発達支援センターとは？

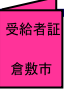

就学前のお子さんが、障がいや発達上の特性により幼稚園や保育園で毎日生活する事が著しく困難な場合に、幼稚園や保育園に代わって原則毎日通う通所施設です。

専門の職員がお子さんの障がいの状況や発達特性に合わせて個別に支援計画を作成して支援を行います。

○手続きの流れ

※市外の児童発達支援センターに通う場合は、それぞれの施設にお問合せください。

<p>相談支援事業所 へ相談・面談</p>  	<ul style="list-style-type: none">・倉敷市内の児童発達支援センター（以下、「センター」と言います。）を利用希望する場合、まずは、相談支援事業所（「あなたのまちの相談窓口」を参照ください。）へセンターの利用について相談を行ないましょう。・相談支援事業所の相談支援専門員が自宅等へ訪問して、お子さんのご様子を確認（倉敷市共通アセスメントシートへ記録）させていただき、センターへの見学から申込にむけてお手伝いします。 <p><u>*相談支援事業所には、福祉サービスに関する事以外にも、ご不安に思う事等を相談することができます。</u></p>
<p>センターへ見学</p>  <p>複数のセンターを見学する事をおススメします。</p> 	<ul style="list-style-type: none">・利用を希望するセンターを見学しましょう。見学時には、相談支援専門員が同行させていただきます。・見学時には、「児童発達支援センター利用申込書」と、相談支援専門員が作成した「倉敷市共通アセスメントシート①、②」を持参してください。特に、倉敷市共通アセスメントシートは、お子さんの様子を伝えるのに大変役に立ちますので、必ず持参しましょう。（見学時にコピーを取らせていただく場合があります。） <p>*見学をしていないセンターへ申込みをする事は出来ませんのでご注意ください。</p>
<p>申込 受付期間 10月1日-12月11日</p>  	<ul style="list-style-type: none">・受付期間中（10月1日～12月11日）に第1希望のセンターへ、「児童発達支援センター申込書」と相談支援専門員が作成する「倉敷市共通アセスメントシート①、②（写し可）」を提出してください。任意で、お子さんの資料を添付することができます（医師意見書、発達検査の結果、等）。 <p>*申込書内の利用を希望されるセンターに、必ず希望順位を記載してください。</p> <p>*申込後、お子さんに関する機関が集まり、お子さんのセンター利用の必要性についてみんなで検討します。その後、各センターにおいてセンター利用の可否を判断します。</p>
<p>連絡 1月中旬～1月末ごろ</p> 	<ul style="list-style-type: none">・各センターにおいて、お子さまのご様子等からセンター利用の必要性が高いと判断されるお子様から優先に利用の可否をお伝えさせていただきます。 <p>*第1希望のセンターへの入所が難しい場合、第2希望以下のセンターへ情報を引き継いで入所の可否を判断させていただく場合があります。</p> <p>*利用希望者が多数の場合、センターの利用ができない場合があります。</p>

<p>受給者証 申請/変更</p> 	<p>・各センターから入所可能な連絡があったら、相談支援専門員へ連絡をして、障がい福祉サービス受給者証の申請（変更申請）の手続きを行ないます。併せて、センターから「通所利用計画書兼サービス等利用計画作成依頼書」が発行されますので、相談支援専門員へ渡してください。</p>
<p>契約・利用</p> 	<p>・受給者証が発行されましたら、センターへ連絡をして利用契約の手続きをおこないます。契約手続きが完了しましたら、センターが指定する日から利用を開始します。</p>

※お預かりした個人情報 はセンター利用調整に使用し、その後に利用されないセンターにおいては、速やかに適切な方法で破棄します。

提出まえに

書類を確認しましょう



<チェックリスト> ↓揃ったものはチェックしましょう。

- 〔必須〕 児童発達支援センター利用申込書 〔必須〕 倉敷市共通アセスメントシート①, ②
- 次の書類は、追加で添付する事ができます。
- 医師意見書又は診断書(注) 発達検査の結果 在籍園での様子(園の先生からの所見等)
- 個別支援計画等, 児童発達支援事業所で作成した支援に関わる書類 等

(注) 受給者証申請時に医師意見書又は診断書が必要になります。未受診の場合は早めに受診をしておくこと
をお勧めします。(ただし、医師意見書又は診断書の有効期限は、発行日から6か月間です。)

○倉敷市内の児童発達支援センター一覧

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
児童発達支援センター 倉数学園	栗坂8	464-0012	464-0014
児童発達支援センター めやすばこ	西阿知988-3	441-3416	441-3416
児童発達支援センター クムレ	水島北幸町2-4	441-7373	441-7374
P. P. P. ヒマワリ! 児島	児島味野1-15-1	441-5515	441-5516
玉島児童発達支援センター	玉島八島1436-1	522-0033	522-9000
児童発達支援センター さんぼるて	鶴の浦2-55-338	436-6922	436-6923

※他市の児童発達支援センターへ通う場合の手続きは、それぞれの施設にお問合せください。

あなたのまちの相談窓口（児童対象）

R2.8.1 現在

※下表の相談支援事業所がお子さんのケアプランを作成する事ができます。いずれかの事業所へ連絡をしていただき、面談の予約を取ってください。ただし、月末などは、相談支援事業所が混みあう場合があります。

※この一覧表以外の相談支援事業所や、市外の相談支援事業所も利用できます。

	相談支援事業所 名称	所在地	連絡先
1	児童発達支援センター 倉敷学園	701-0113 倉敷市栗坂 8	tel 086-464-0013 fax 086-464-0014
2	<small>なごみ</small> 和・相談支援センター	710-0065 倉敷市宮前 380-28	tel 086-441-1196 fax 086-441-1197
3	相談支援事業所めやすばこ あのね	710-0803 倉敷市中島 638-13	tel 070-1276-5316 fax 086-460-3403
4	相談支援センター ルピナス	710-0803 倉敷市中島 2340-23	tel 086-465-1018 fax 086-451-1428
5	<small>すまいる らいふ</small> Smile Life	710-0807 倉敷市西阿知町 129-3	tel 086-441-7855 fax 086-441-7855
6	相談支援事業所 レインボー <small>かわい</small> 川入教室	710-0811 倉敷市川入 815-5	tel 086-486-3341 fax 086-486-3342
7	障がい児相談支援事業所 ぽこ・あ・ぽこ	710-0816 倉敷市八王寺町 271-55	tel 086-436-6233 tel 090-8604-5326 tel 070-2355-2285
8	倉敷成人病指定相談支援センター	710-0824 倉敷市白楽町 28 2	tel 090-7972-7914 fax 086-422-2129
9	児童相談支援 もも	710-0833 倉敷市西中新田 5-8	tel 086-424-5543 fax 086-489-1026
10	相談支援事業所 みらくる・きっず	710-0837 倉敷市沖新町 63-23-101	tel 086-486-2739 fax 086-486-2839
11	相談支援事業所 みるく	710-0837 倉敷市沖新町 96-13	tel 090-7127-0022 fax 086-527-7087
12	相談支援センター おうじ	711-0903 倉敷市児島田の口 7-6-39	tel 086-477-8686 fax 086-477-3939
13	相談支援事業所 いとむすび	712-8014 倉敷市連島中央 1-2-45	tel 080-5751-8464 fax 086-486-2013
14	P.P.P.コンシェルジュ!	712-8039 倉敷市水島相生町 16-6	tel 086-441-0051 fax 086-441-0348
15	クムレ てとて	712-8062 倉敷市水島北幸町 2-4	tel 086-476-2018
16	<small>すみくら</small> 住 倉 相談支援事業所	713-8113 倉敷市玉島八島 1436-1	tel 086-522-0022 fax 086-522-9000
17	相談支援 パーソنز	713-8115 倉敷市玉島道口 97-1	tel 086-441-1700 fax 086-522-7834
18	<small>はやしま</small> 早島地域生活支援センター	701-0304 都窪郡早島町早島 3365-2 関西書芸館別館 1F	tel 086-441-6767 fax 086-441-6769

地域活動支援センター I 型

地域活動支援センター I 型（以下「I 型事業所」という。）は、各地域の相談支援事業所との連絡調整等を行っています。どこの相談支援事業所に連絡したらよいかわからない場合は、I 型事業所へご相談ください。

	I 型事業所 名称	所在地	連絡先
1	倉敷地域生活支援センター	710-0002 倉敷市生坂 836-1	tel 086-464-4310 fax 086-464-3980
2	倉敷西部地域 生活支援センター	710-0803 倉敷市中島 269-1	tel 086-441-3402 fax 086-441-3409
3	水島障がい者支援センター はばたき	712-8033 倉敷市水島東栄町 12-28	tel 086-440-3334 fax 086-440-3335
4	児島障がい者支援センター はばたき	711-0921 倉敷市児島駅前 4-83-2	tel 086-472-3855 fax 086-472-3852
5	玉島障がい者支援センター はばたき	713-8121 倉敷市玉島阿賀崎 2-1-10	tel 086-525-7867 fax 086-525-7868
6	真備地域生活支援センター	710-1313 倉敷市真備町川辺 2058	tel 086-441-7800 fax 086-441-6447

基幹相談支援センター

I 型事業所の調整や相談支援事業所に対する専門的助言や虐待防止対策など、障がい児（者）の地域生活を地域全体で支える体制を整備しています。

	名 称	所在地	連絡先
1	倉敷地域 基幹相談支援センター	710-0062 倉敷市浜町 1-2-20	tel 086-486-3500 fax 086-486-3501

手続き等に関する問合せ先

	窓 口	所在地	連絡先
1	倉敷市役所 障がい福祉課	710-8565 倉敷市西中新田640	tel 086-426-3305 fax 086-421-4411
2	水島支所 福祉課	712-8565 倉敷市水島北幸町1-1	tel 086-446-1114 fax 086-446-1153
3	児島支所 福祉課	711-8565 倉敷市児島小川町3681-3	tel 086-473-1119 fax 086-474-2270
4	玉島支所 福祉課	713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	tel 086-522-8118 fax 086-525-5866
5	真備支所 真備保健福祉課	710-1398 倉敷市真備町箭田1141-1	tel 086-698-5113 fax 086-698-4530
6	総合療育相談センター ゆめぱる	710-0834 倉敷市笹沖180	tel 086-434-9882 fax 086-434-9883